議案第１５８号

前橋市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の改正について

令和８年１１月２６日提出

前橋市長　小　川　　晶

前橋市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

前橋市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成１２年前橋市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第９条の３の３第２項（同条第３項」を「第９条の３の３第３項（同条第４項又は第５項」に、「市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 法第９条の３の３第１項に規定する非常災害廃棄物の処分を行う非常災害廃棄物処理受託者若しくは非常災害廃棄物処理再受託者又は法第６条の２第３項後段の規定による処分の委託を受けた者

(2) 法第９条の３の３第２項に規定する特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行う特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは特別管理非常災害廃棄物処理再受託者又は法第６条の２第５項後段の規定による処分の委託を受けた者

第２条第３項中「第９条の３の３第２項」を「第９条の３の３第３項」に改める。

第３条第２項中「受託者」を「第１条各号に掲げる者（以下「受託者等」という。）」に改める。

第４条第４項後段及び第５条第３項後段中「受託者」を「受託者等」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。